

§ 会則新旧比較表

2024年 6月 吉日
 泰日協会学校（バンコク日本人学校）PTA本部

名称	PTA会	育友会	
変更箇所	旧	新	変更理由
第1条(名称)	(名称) 第1条 本会は、バンコク日本人学校 PTA と称する。	(名称) 第1条 本会は、バンコク日本人学校 「育友会」と称する。	・名称変更に伴い、見直し
第6条(会員資格)	(会員資格) 第6条 本会の会員となることのできる者は次の通りとする。 特別な断りがある場合を除き、会員とは以下の全てを示す。 1. 本校在学児童・生徒の保護者又はこれに代わる者（以下「保護者会員」という。） 2. 本校教職員（以下「教職員」という。）	(会員資格) 第6条 本会の会員は次の通りとする。 1. 本校在学児童・生徒の保護者又はこれに代わる者（以下「保護者会員」という。） 2. 本校日本人教職員（以下「教職員」という。）	・任意加入と捉えかねない文言の削除 ・日本人教職員が対象であることを明確化
第8条(入会)	(入会) 第8条 本会の入会については以下の通りとする。 1. 初回の会費の納入をもって入会と見做す。	(入会) 第8条 本会の入会については以下の通りとする。 1. 入学日、編入日、赴任日に入会と見做す。	・任意加入と捉えかねない文言の改訂
第9条(会費)	(会費) 第9条 本会の会費は以下の通りとする。 1. 第6条に該当する者から学期毎に徴収する。なお、退会による払い戻しはしない。 2. 会費は総会において決定する。	(会費) 第9条 本会の会費は以下の通りとする。 1. 保護者会員は、学期毎に徴収する。 2. 教職員は、定期総会後に1年分を徴収する。 (途中赴任の場合は、赴任した学期以降の会費を徴収する。) 3. 退会による払い戻しはしない。 4. 会費は総会において決定する。	・保護者会員と日本人教職員それぞれの会費徴収方法を明記
第32条(細則の制定)	(細則の制定) 第32条 細則の制定は以下の通りとする。 1. 会長は、定例会の承認を得て、この会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。 2. 細則を制定あるいは改廃した場合には、その結果を次期 PTA 総会で報告しなければならない。	(細則の制定) 第32条 細則の制定は以下の通りとする。 1. 会長は、定例会の承認を得て、この会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。 2. 細則を制定あるいは改廃した場合には、その結果を次期育友会総会で報告しなければならない。	・名称変更に伴い、見直し